

瑞穂市行政改革推進委員会会議録

審議会等の名称	第6回 瑞穂市行政改革推進委員会
開催日時	平成25年 3月19日(火曜日) 午後6時00分から8時30分
開催場所	瑞穂市役所 3階 議員会議室
議 題	(1) 包括外部監査について ・平成22、23年度の措置結果の報告 ・平成24年度の監査結果の概要 ・包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の廃止について (2) 指定管理者の導入について (3) 職員定員管理計画について (4) その他
出席委員欠席委員	(出席委員) 会長 齋藤康輝、副会長 迫田義一、大野和代、河合和義、棚橋和子、野田寧宏、広瀬恵子、馬淵浩史、武藤正敏
公開の可否 (非公開理由)	可
傍聴人数	1 人
審議の概要	<p>開会</p> <p>【事務局】</p> <p>定刻となりましたので、第6回瑞穂市行政改革推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>会長さんよろしく申し上げます。</p> <p>開会挨拶</p> <p>【会長】</p> <p>みなさんこんばんは。これより第6回瑞穂市行政改革推進委員会を開催させていただきます。一言ご挨拶申し上げます。一週間</p>

ほど前にオーストラリアから帰国したんですが、法制度や行政改革関係の事について調査、勉強のために行ってまいりました。その間クイーンズランド州のある町に滞在していたんですが、洪水がありまして、その洪水でワニ、クロコダイルが流されてくる、というところでもないところでした。そういう所で勉強をしてきました。その際にですね、岐阜と似ている地勢と言いますか、川がたくさんあってですね、そこで鹿児島出身の日本企業がですね、治水ですとかリゾート開発を手がけていて、その企業の日本人の方と面会したところですね、岐阜の方ですかと、私ども鹿児島県民も実は、岐阜とすごくつながりがあって、昔、岐阜の治水の関係で鹿児島の方には大変お世話になったというお話を外国で聞くということがありました。

また、瑞穂市が市として誕生してちょうど10周年ということで、本日は議題も盛りだくさんでございまして、包括外部監査、指定管理者の導入、定員管理計画、それから新年度予算、岐阜県の行政改革の取り組みなどなど、委員の皆様のご活発なご議論をお願いしたいと存じます。

それでは、本日市長がおみえですので市長よりご挨拶を賜りたいと存じます。

開会挨拶

【市長】

みなさんこんばんは。今年の冬は極めて厳しい寒さでございました。しかし三寒四温ということで全国少しずつ暖かくなってきてまして、桜の開花予想も聞こえてきた所でございます。

そのような中、本日は第6回瑞穂市行政改革推進委員会ということで委員の皆さん方におかれましては、一日のお勤め、お仕事の後、お疲れの中、ご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

瑞穂市におきましては、平成25年の第1回の議会が2月26日から3月15日の15日間にわたりまして開催されました。おかげさまで、提案させていただきました議案については全て成立

いただきまして、一般会計においては153億5千万円、特別会計を含めると約216億5千万円という平成25年度の予算でございます。相まって緊急経済対策事業、いわゆる国の平成24年度補正予算13兆1千52億円の中の一部でございますが、3月補正及び新年度予算に組ませていただきました。そのような中でですね、私が市長に就任した際に掲げました包括外部監査でございますが、この包括外部監査は中核都市以上で義務付けられていますが、私どものような5万人の市ではほとんど実施していません、全国でも5つぐらいの市町で実施しているわけでございます。そのような中で、平成22、23、24年度と実施してまいりました。公の施設の関係、補助金の関係、そして契約の関係について民間からの立場で厳しいご意見をいただいたところでございます。そのような中で、本日委員の皆様にはご議論いただくわけですが、今日は措置結果、包括外部監査でいただいた意見に対してどのように対応してきたかということも報告させていただきながらご議論いただくわけでございます。

いずれにいたしましても、行政改革推進委員会委員の皆様におかれましては、平成23年5月より2年間にわたり、瑞穂市の行政改革大綱の進捗管理をはじめといたしまして、今回のこの包括外部監査の措置状況に関するご審議を賜り誠にありがとうございました。地方分権改革に伴い権限委譲が進む中、地方自治体は今後もますます行政改革を推進し、限られた財源の中で、サービスを維持していかなければなりません。

行政改革の推進には、委員の皆様のお力添え、市民の皆様のご理解をいただきながら進めてまいりたいと存じます。

本日もどうぞよろしく申し上げます。

【会長】

市長ありがとうございました。

公務ご多忙のためご退席とのことで、また会議の内容を後日ご報告させていただきたいと存じます。今後もよろしく申し上げます。

す。

(市長退席)

【事務局】

会長に申し上げます。傍聴希望者が一名いらっしゃいます。

【会長】

委員の皆様、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(委員一同異議無し)

希望者の傍聴を許可します。

【会長】

それでは会議の方を始めさせていただきます。

会議にあたり、資料の確認を事務局よりお願いします。

また議事についてですが、議事進行の都合上、議事の(3)職員定員管理計画についてを一番目に審議いただき、その後、議事の(1)、(2)、その後にその他として新年度予算及び岐阜県の行政改革の進捗状況について本日は審議をお願いしたいと存じます。それでは議題(3)の職員定員管理計画について事務局より説明をお願いします。

【秘書広報課長】

前回、12月の審議会におきましては様々ご意見をいただき誠にありがとうございました。資料3-1が改定後の定員管理計画、資料3-2が行政改革大綱の実施計画の修正版、そして新旧対照表となっております。定数条例を今般3月議会におきまして市長の部局244人から250人と、表の右から左へと改正させていただきました。一番下の合計欄を見ていただきますと429名から436名となっております。この条例定数というものと、皆様に審議いただいております、資料3-2と、定数条例の枠はあるんですが、実際の運用はこの行政改革大綱のこの資料3-2の中で運用を行っていて、自分達で目を光らせ、チェックをしながら定員管理を行っているということになります。

ただ、前回も説明させていただきましたが、育児休業等で非常

に現場としては辛い状態にあるということで、今回資料3 - 2にあるとおり大綱の方を修正させていただいたということです。実際、職員総数は、平成25年4月1日の時点、毎年毎年4月1日の状態でカウントしますので、平成27年4月1日まではこの423人で頑張っていくということで修正をかせさせていただきました。

ただ、この備考の欄の言い回しなんですが、前回の審議会の際にも分かりやすくというご意見をいただきましたので、これは平成26年4月1日時点以降の定員数については育児休業の職員を含まないものとする、ということですから、平成25年度に採用など実施しまして平成26年度、平成26年4月1日からということで、定数条例につきましてもそのように改正させていただいております。前回ご指摘いただいたように分かりやすいように表現を変えさせていただきました。

また、資料3 - 2の2枚目、こちらは行政改革大綱の16ページに該当する箇所になるんですが、線が引いてある箇所になりますが、「平成22年4月1日時点の総職員数394人、うち消防職員数56人を基準として、平成27年4月1日時点の総職員数を423人、うち消防職員数70人を計画とし、適正な職員数の確保及び配置に努めます。」となります。その下に育児休業、任期付採用職員について記載してあります。運用については、現場の方においてレスポンスの良いようにして任期を定めて採用して撤収するというかたちにして効率の良い運用、定員管理に努めてまいりたいということです。そして、実際の詳細の定員管理計画については資料3 - 1になります。こちらが全容になっております。

定員管理計画についての説明は以上でございます。

【会長】

秘書広報課長よりご説明いただきました。

定数条例については3月の定例議会の方で可決されたという

こととございます。

委員の皆さま、ご意見はございますでしょうか。

お気づきの点等ありましたら、また後ほどご意見ください。

それでは次の議題に移りたいと思います。次の『議題（１）包括外部監査について』ということで、「平成２２、２３年度の措置結果の報告」、「平成２４年度の監査結果の概要」、「包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の廃止について」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

～平成２２年度措置結果について、**資料１（修正後）**に基づいて平成２５年２月現在の進捗を平成２４年８月からの変更箇所を絞って説明。～

結果 ９９件中（７７％ ８８％で１１％進捗）

	措置済	不（未）措置	合計
件数	７５件	１２件	８７件
進捗割合	７６％	１２％	８８％
（平成２４年８月時点）	６９％	８％	７７％

意見 ７０件中（８４％ ９６％で１２％進捗）

	措置済	不（未）措置	合計
件数	４６件	２１件	６７件
進捗割合	６６％	３０％	９６％
（平成２４年８月時点）	６０％	２４％	８４％

～平成２３年度措置結果について、**資料１ - １**に基づいて平成２５年２月現在の進捗を平成２４年８月からの変更箇所を絞って説明。～

結果 147件中(70% 86%で16%進捗)

	措置済	不(未)措置	合計
件数	109件	17件	126件
進捗割合	74%	12%	86%
(平成24年8月時点)	60%	10%	70%

意見 79件中(80% 90%で10%進捗)

	措置済	不(未)措置	合計
件数	46件	25件	71件
進捗割合	58%	32%	90%
(平成24年8月時点)	48%	32%	80%

【会長】

ありがとうございました。

平成22年度、23年度の措置結果について報告をいただきました。委員の皆様のご意見をいただきたいと存じます。

A委員お願いします。

【A委員】

進捗の件数については、表にさせていただいて良く分かるのですが、実際の金額ベースではどのぐらいの効果があったのか両年度について教えていただきたいと思います。

【会長】

費用対効果ということがキーワードになってくるかと思いますが、今現在はまだ数字としては未算出ということで後日数字をいただきたいと思います。

平成24年度、平成25年度の対比を後日送付

平成23年度分：補助金等

経常的な補助金について

	各年度当初予算額
平成25年度当初予算	295,660千円
平成24年度当初予算	325,220千円
平成25 - 平成24年度	29,560千円

平成 24 年度分：公の施設の使用料

(使用料については、平成 24 年 10 月 1 日より条例改正したため、年間実績がまだありませんが、条例改正に伴い、年間 120 万円の増額となる試算です。)

【A 委員】

これは外部監査ということで、第 3 者が客観的に見られての結果だと思いますが、市の施策、例えば市長の公約しているマニフェストですとか、こういう点は進めたいということとの相違点というので問題になったような事例がありましたら教えていただきたい。

何もかも、外部監査委員の指摘通りやると言うのではなく、福祉にお金を使いたい、或いは若者のためにお金を使いたいというのがあると思うのですが、市の施策と外部監査委員との意見の相違点というのがあったら教えていただきたいです。

【会長】

事務局の方、何かそのような事例がありましたら。

【企画部長】

確かに市の施策と包括外部監査人の意見とが相違した場合もあります。そのような場合には不措置という対応をしたものもあります。包括外部監査人に指摘されたことが全てではなく、瑞穂市は瑞穂市として、市の政策で事業を実施しているということで、外部監査人に参考意見を聞いたということになっているものもあります。

【B 委員】

今の A 委員の発言に関連しまして、その最たるものが、瑞穂市の自治会連合会の市長のマニフェストにあった自治会の防犯灯の市からの補助ということですが、直接の自治会連合会の経費として出ているものですから、市長のマニフェストと一緒にあって一部の自治会で得をした所があります。世帯数として先月（平成

25年2月)末現在で19,045世帯で、自治会加入世帯が13,744世帯で加入率が72.1%、平成22年度の加入率が73%だったものが現在は66%になって加入率も下がっているものですから、その計算の仕方が全体の19,000世帯で割ったものではなくて、実際の加入世帯数で割ったもので計算してありますので、それはおかしいのではないかと、防犯灯は加入、未加入に関わらず必要なものです。

市長のマニフェストは良く分かると、防犯灯の無料化ということで、ただ各自治会に市の方からそれだけの分を補助していましたが補助金を下げますよということで出てきましたから、まあ見直しは了解いたしました。計算的な数字がおかしいのではないかとということで、市長のマニフェストと少し違うのではないかとということがあります。

【会長】

副市長よろしくをお願いします。

【副市長】

今のA委員さんのご意見についてですが、包括外部監査の指摘と市長のマニフェストとの関連性に関しましてですが、包括外部監査というのはあくまで経営理念ということで、例えば、資料1(修正後)の17ページの一番下の整理番号122番の項目ですが、生津ふれあい広場について、包括外部監査人の意見としては、究極的な話として、土地を売ってしまえとのご意見をいただいているわけです。しかし、今回、平成24年度ですね、テニスコート8面、野球場、サッカー場として整備するということで、取得したのを、売却するのではなくて、本来の目的に沿って整備しました。包括外部監査の意見としては売却したらどうかということでしたが、逆に市としてはお金を投資して整備をしたということで、このあたりが、包括外部監査人の意図することとは異なって、市長のマニフェストに沿ってですね、広場を整備するということです。

また、同じく18ページに意見が掲載してありますが、ガラス工房などもそうです。ガラス工房は本来、リサイクルの啓発という意味で整備したわけですが、維持経費がかかるため、費用対効果に照らして止めたらどうか、という意見もありました。ただ、止めようと思えばいつでも止められるわけです。ただ今回平成25年5月に合併10周年記念式典の開催にあたり式典の記念品を作成して下さい、とお願いしてあります。そのように施設をPRしていったらどうするかまた考えるということですが、それでも施設として必要ないということになれば、止めるのも選択肢の一つになってくるのか、と思います。包括外部監査では、この資料の記載にあるように、年間400万円以上の費用がかかっているため止めたらどうかという意見もいただいております。

こういったところで、多少はですね、包括外部監査の意見とは異なった判断をして措置済とした箇所もございます。

【会長】

他に委員の皆様いかがでしょうか。

【A委員】

たしかに勿体無いですね。ここは釜を24時間炊きっぱなしなんです。使う日では無く、使わない日もプロパンを燃やしているわけなんです。従って夏休みに子供さんと保護者が使う時だけにするとか炊きっぱなしにする期間を工夫して実施して欲しいですね。誰もいないのにどんどん燃料を燃やして費用を使っているのは、燃料費高騰のこのような時代になかなか理解が得られません。使う時期を工夫していただきたい、1ヶ月とか数ヶ月にするとか工夫をお願いしたいです。

【副市長】

少し説明を付け加えさせていただきますと、以前は一年間燃やしっぱなしだったわけです。るつぼが割れてしまうのを防ぐために。一旦冷えてしまうとピシッピシッと割れてしまうので。しかし今は半年にしています。割れてしまった時の修理経費と燃料代

を比較して運用している。ただ今年はずっと運用しています。と言いますのは、平成24年度はさきほども申しあげましたように平成25年の合併10周年の記念品を作成するという条件で、やりなさいと。止めるのはいつでも止められるので。

【A委員】

施設としてどうしてもやらなければならない施設ではないですが、施設整備した元々の経緯はリサイクルのためで、色付きビンとかを溶かして使っていたんですが、結果的には、色の付いたガラスを買っているんですよ。うまく調合できない、色が出ないということです。そうすると元々の趣旨からはずれているので、今は生涯学習という視点が強くなっているようです。予算や費用という点も一度よく考えてということになります。また、無人でも火を焚いていますので、管理上の問題もあります。

【会長】

ガラス工房については、今、A委員や副市長からご説明がりましたが、コストという点と文化、生涯学習という点と、また、10周年の記念品を作成し、皆さんにご意見を伺ってということになるということで、今後考えていただきたく思います。

それでは、次にこの包括外部監査の措置結果に関連してC委員からご意見ということでお願いします。

【C委員】

先回、12月18日の会議の時に資料の裏面の方を配布させていただきましたが、A委員から、広域というのは当市では、考えていないと思います、火葬場建設した時の地元との約束がありとのご意見でした。今日いただいた資料1(修正後)の11ページの整理番号67番の項目106番の『措置又は今後の取り組みの内容』欄にも記載ですが、「建設当時の地元との合意に基づき、他市町(広域連合)の受け入れには地元の了解が必要である。」とあります。それは昭和51年の当時の松野友町長さんと地元との同意になりますが、友さんもお亡くなりになって、当時の地元

の役員さんも亡くなられた方も多いと思います。自治会長さんも新しい方ばかりですし。そういった取り決めがあったということを知らない方ばかりなんです。その後、平成8年に今の火葬場建設の際にはこの地元合意があるということで、この『措置又は今後の取り組みの内容』の記載となっているわけです。この35年前の口約束が今も有効なのかというところで、私も実際に花塚の地元の方の所へ行って、いろいろと聞いてきました。そうしましたら、1人だけA委員のおっしゃられるように、火葬場は自治体それぞれで設置するべきだからというお話がありました。平成8年に設計調査費を組んで、平成10年3月20日に竣工した現在の火葬場においては、臭いも無く、非常に良い設備として整備されていて、近隣の方も臭いも何も無いということをおっしゃっているわけです。

もう一つ、使用料のことでこの資料に記載させていただきましたが、近隣市町と違って瑞穂市だけが市外を受け入れていないのですよね。ここで使用料の分かりづらさというのがあります。数年前に地元の方が使用許可申請に市役所に行かれたときに、親さんが市内にずっと住んでいて、喪主さん、子供さんが市外の場合に使用料を勘違いされた方がありました。こういったことが無いように、例規についても誰が見ても分かりやすい文言にさせていただけると良いかと思います。他市町も参考にさせていただいて改良していただけると良いかと思います。今回100人近くの方にいろいろ聞いてきました。ここには平成32年に炉の改修工事の予定ということでしたので、参考として、“広域連合構成市町の本巢市、北方町に限る”という限定的なものにしてはどうかということで記載して表を作成させていただきました。

【会長】

C委員がいろいろと詳細な調査をしていただきまして、これらは市への要望ということですよ。市民からの要望ということで、特に今日は副市長もいらっしゃるのでまたご検討いただけれ

ばと思います。

【事務局】

Ｃ委員のご意見について少し事務局より説明を差し上げますと、市の火葬場条例の第５条第２項に“死亡時に本市の市民でなかった者で、～～使用を願い出たものがあるときは、市長がやむを得ないと認める場合に限り、承認し、許可する”とあるんですが、この文言から遺体が市外で喪主さんが市内の方というのはなかなか読み取りづらいところもあり、分かりやすい条例の整備をして欲しいとのご意見かと存じます。

また、本日、平成２５年３月１９日時点の利用件数といたしましては、３００件ほど火葬が有るなかで、ご遺体が市外で喪主さんが市内というケースは１２件あるとのこと。さらに今年度条例改正された料金が適用となった１０月１日以降の利用件数はその１２件中５件との実績となっております。

【会長】

Ｃ委員がおっしゃられるのは、条例上、区分を明確にしていただきたいというご意見ですね。

【Ｃ委員】

はい、そういう皆様のご要望です。

【会長】

副市長さんいかがでしょうか。

【副市長】

喪主が市内で、亡くなった方が市外というのは、介護保険制度ができた時にですね、昔は寝たきりのお年寄りは、みなさん家で面倒を見ていたわけです。だからこのような問題はあまり起こらなかったわけですが、最近は施設に入られるわけなんです。しかも本当は市内の施設に入ることができれば良いのですが、やむなく遠くの施設に入られると、そういった場合は住民票を持っていかなくてはならないわけです。本来は瑞穂市の住民なんです、施設に入るがために住民票を移している。だからそのような場合

には市民と同様の取扱をしましょう、ということで特例的に取り扱っているわけです。そのように時代に即応して条例等を改正してきたわけですが、いまおっしゃられているように、施設を改修する際にはですね、確かにこれらは、税法上は忌み施設というんです、現実的に臭いがするとかそういったことは無くなったんですが、基本的にはあまり喜ばれるものではなくて、設置するとなれば地域の同意も必要となる施設なんですね。そのような背景もありまして、当時設置するときには、書類としては残さなかったのですが、地域の同意として、今現在住んでいる方の意識として無くなったというわけではないんです。

【C委員】

ただ私が聞くところによると、他市もやっているのですから、市外も受けてやるのが普通だと思います。

【副市長】

ですから状況も変わってきて、建物自体も明るい雰囲気になってきていますから、そこらへんは臨機応変に、皆さんが理解していただける範疇でアプローチしていく必要があると思います。ただ今の所、平成32年までは今の施設が使えますので、その間に考えていくということになると思います。

【C委員】

そうすると広域受入れについては今すぐはやらない、ということでしょうか。

【副市長】

当然、そういった当時の地元との約束は生きていると考えています。

【A委員】

これは、法律で公聴会を開かなければならないとなっているんです。確か半径300mだったかなと思いますが、その中の何%かが反対となった場合は、施設建設はできないことになります。土地所有者も含めてと思いますが、その当時、文書を交わすことも

なく、地元も協力していただけたわけです。旧の穂積町の一番の特色だったわけです。早くから火葬場が建設できたということは。地域の方が協力していただけたわけです。ですからデザインも水鳥ですか、景観にも配慮して工夫してあるわけなんです。

【会長】

Ｃ委員ありがとうございました。

市にご意見を届けるにはこの場だということで、このように調べて資料も用意していただいていると私は思っています。またぜひ市の方でも市民の皆さんの中にこのようなご意見があるということは受け止めていただいて今後の施策に反映していただければと考えております。

それではここで５分ほど休憩にしたいと存じます。

（５分休憩）

（再開）

【会長】

平成２４年度の監査結果と包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の廃止について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

～資料１－２に基づいて平成２４年度包括外部監査の概要を説明～

～資料１－３に基づいて包括外部監査の３年間の取り組み、経緯について説明～

～資料２に基づいて指定管理者の導入について説明～

【会長】

ありがとうございました。委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

【Ａ委員】

指定管理者の制度も導入されるのは良いと思うのですが、特に駐輪場ですね、こちらの利用者が一時より少なくなっていると聞いているんですが、一部分を廃止するとか縮小するとか。この指定管理者の導入にあたり考えられているか。もう一点、私も指定管理者を導入するということは、議会のお知らせで知りました。先日牛牧北部防災コミュニティセンターへ行ったのですが、あちらで『椿展』というのを開催しているんですね。そこで責任者の方がもう来年からは開催できないですというようなことをおっしゃっていたんですね。あのような極めて地域にも根ざした良い事業を、歴史もある事業として非常に良いと思うんですね。そのような事業が無くなってしまふのはどうでしょうか。せっかくの良い催し物ですので。

そのあたりのことはどうなんでしょうか。

【会長】

副市長よろしくお願いします。

【副市長】

自治法が改正になって指定管理者制度ができるようになってからも市は指定管理をやらずに、直営で施設管理を実施してきたわけですね。それで今回の本田コミュニティセンター、牛牧北部防災コミュニティセンター、南部コミュニティセンターに導入するわけなんですけど、牛牧北部防災コミュニティセンターだけは防災ということですと直営でやってきたわけですね。南部コミュニティセンターと本田コミュニティセンターは館長と補助職員だけが市の職員で、それ以外は施設管理公社の職員が窓口の受付などを行っていたわけですね。そのようなかたちでやってきたのを、今回、指定管理ということで、施設の管理をまるっと受けるわけですね。それで、今回の新しいふれあい公共公社が運営していくわけなんですけど、なにがしかのそのような経費もあると思いますので、そのような良い部分は、引き続きやっていくと、いままでは、南部コミュニティセンターなどはそうですけれども、館長と補助職

員は市の職員で、施設管理公社の人には指揮命令権が無いんですね。請負でやっているものですから、その人に市の職員が命令することは出来ないんですね。制度上、法律上、そういったことができないと。しかし、今度はすべてふれあい公共公社の職員が行いますので、運営がしやすくなると。そこで、委員ご懸念のそのような良い事業については、なにがしかの予算もあると思いますので、その範囲の中で事業を実施していくよう配慮していきます。ですから、指定管理を受けて実施することによって、閑古鳥が鳴いているというような施設ではよくないわけですね。すべてを一体として受けて、指揮命令権もある中で管理していくわけですから、今まで以上に運営はしやすくなるだろうということを考えていまして、それで、今の話で閑古鳥が鳴かないように、館長もふれあい公共公社の職員が行いまして、それこそ競って今まで以上に地域に喜ばれるように運営していくことを思っていますから、そういった良い事業については、続けていけるように指導をしていきたいと思えます。ふれあい公共公社の理事長としてもそのように考えております。

【A委員】

はい、分かりました。駐輪場についてはどうなのでしょう。

【副市長】

駐輪場も利用者が確かに減っています。しかしここにきてまた利用者が盛り返してきています。駅の利用者が減っているわけではないんです。みんな贅沢になってきて、車で送り迎えなんです。今までは自転車に乗って来ていたのが、今はみなさん車で送迎してもらっていて、子供も減ってきていますし。ですから減る傾向にあったんですが、ただ、この4月は少し増えています。どこまで続くか分かりませんが、まあ将来的には施設の統合については検討していかなければならないですけども。第5駐輪場までありますのでね。ですからそのあたりを統合したりしてということも考えていかなければならないと考えています。やはり少

し遠くの施設は空いているんです。少しでも近い方がよいんです。朝、すぐ近くに停めて、おじさん頼んだよ！と行って走って行ってしまう子もいるそうです。顔見知りになった人とかに。列車に乗り遅れちゃうということで。そういったことで少し遠くの駐輪場は空いているということもあります。駅の周りに放置自転車禁止区域が定めてありますので、そういった自転車を回収して保管場所として使用していますので。ゆくゆくは流れを見て検討していかなくてはならないです。

むしろ第一駐輪場がもったいないという話もあるんです。駅前の一等地に自転車駐輪場を設置するよりももっと違った視点で整備しては、むしろもっと魅力的な施設として利用してはどうか、という意見もいただいていますので、そのあたりは将来的に考えながらまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

【会長】

ありがとうございました。では続いてB委員よろしく申し上げます。

【B委員】

今の管理公社の話に関しまして、牛牧コミュニティセンターも本田コミュニティセンターもそうなんですが、今の館長さんが、よその人で、県の教育委員会の出身者という話も聞いていました、できるだけ、館長さんは地元の自治会長さんを経験された方で定年されたような方が、市役所を定年された方を採用して欲しいと。さきほどのA委員がおっしゃられましたように、私も椿展に行きました。毎年行っているんですけども。私も無くなるんだという話を聞きました。そのあたりもありまして、できるだけ地域の実情に対応できるかた、地元の人を採用をお願いしたいと考えております。できるだけそのあたりを考えて人選を行っていただきたいと思います。

【A委員】

ついでにもう一つ、少し関係無いかもしれないんですが、いま

B委員さんが地元を良く理解している方に館長さんになっていただくことが良いとのお話がありましたが、実は校区活動というのがあるんですね。校区活動の自主運営ということ由市から言われていて、校区活動事務を今までは市でお願いしていたわけですが、それを地域で、ということなんですね。そこで良い方法があるじゃないかということで、各地域にコミュニティセンターや公民館等がありますので、そういったところに机一つでもお借りしてそこで市と地域と一緒にやっていけるようにしていただけると良いのではないかと思います。市の方も地域を少し応援していただけるような機構改革をしていただけてうまくやっていけるようにしていただけると良いかと思います。先日もお祭りをコミュニティセンターと地元と二つやるということで混乱したという経緯があります。やはりコミュニティセンターは地域のためにあるわけですから、地域のこと少し手伝っていただけて、そうすると地域の人コミュニティセンターに集まってくるようになっていくと思います。少しそのあたり、てこ入れして地域の方が有効に使用できるようにしていただけると、せっかく施設として整備していただいているわけですから。そのあたりをよろしくお願いします。

【会長】

A委員から今ご提案がありましたことについては、特に行政改革に関わることで、機構改革という言葉もありましたので、ぜひ副市長よろしくお願いします。

【副市長】

実は、今回、指定管理者の導入をコミュニティセンターにて実施したということは、将来的には地域の、自治会連合会といったところに委ねようということなんです。今、本田コミュニティセンターが進んでいるということで、こちらは用地についても、個人の方の寄付で建設してきたという経緯もあり、地元でも思い入れが強いところなんです。ですからこの3年間の間に様子を見な

がら、もしかすると3年経過した時点で地元、というお話も出てくるかと思えます。その際に1人必要であれば、管理的な人がいくにしても、平常の運営、事務については地元という流れを今思い描いていますので、今委員さんがおっしゃっていただいたような活用をどんどん進めていっていただければと考えています。

老人クラブや文化協会などは、最初は市で事務を実施していましたが、だんだん自立して行ってやってみえます。このようにコミュニティセンターにおいても校区の拠点として活用していただけるようにしていきたいという思いがあります。

【会長】

はい、ありがとうございます。お祭りが別々にということで。

【A委員】

そうなんです。地域とあまり密着していないんですね。市の直営のようなかたちなんですね。ですからもっと地域に近づけていただきたいんです。よろしくお願いします。

【会長】

それでは、その他の議題に入りたいと思います。こちらも重要な案件でして、新年度予算と岐阜県が行財政改革の取り組みについてでございます。こちらにつきまして事務局より説明をお願いします。

【事務局】

- ～資料4に基づき新年度（平成25年度）予算概要を説明～
- ・H25当初予算のポイント
- ・国の15ヶ月予算「緊急経済対策事業」に対応した事業と主要事業
- ・合併10周年記念事業～つなげよう瑞穂の“わ”～
- ～資料5に基づき岐阜県行財政改革の取り組みについて説明～

【会長】

ありがとうございました。ただいま事務局より資料4、資料5により新年度予算並びに岐阜県の行財政改革についての取組みについてご説明をいただきました。委員の皆様ご質問やご意見ございますでしょうか。

【A委員】

資料4の3ページですが、基金・起債残高等のグラフを見ますと概ね横ばい状態ということで財政的には健全性を維持していると思います。あとは、今回、国が非常に大規模の予算をつけますので、継続的に市の支出を増やすのではなく、国の予算にうまく乗っかって、利用して歳出予算を組むことが極めて大事なことはないでしょうか。全て国が財源を確保してくれるわけではなく、例えば市で3分の1支出しなさいよ、そうしたら事業をやっても良いですよ、残りは国で負担しますよということになるわけですが、現実的に、その3分の1を支出できない自治体もあるわけです。瑞穂市ではそれを支出できますので国の政策に乗ることができるわけです。基金をうまく利用して、乗れるときには思い切って乗ってもらって事業を進めていただければと思います。今回はそのような良いチャンスですので。まあ国のこと、全体のことを考えるといかがかと思いますが、1自治体としては極めて良いチャンスですので、うまくこの機会を利用していただくと良いかと思います。今回は、国の方も箇所付けしている予算ではありませんので、冒頭から4兆円という枠を決めて各自治体にさあどうぞということなんです。体力的にそれにのっかれる自治体とのっかれない自治体とあるわけですので、きちんと事業を精査してやっていただくことと、借金つまり起債もOKですということになっていますので安易に起債の発行をするのではなく、交付税参入率の良い起債メニューを選びながら、情報を良く把握しながら進めていただければ良いかと思います。

【会長】

今日も最後に副会長からお話があるかと思いますが、瑞穂市は

下水道ですとか、まだまだ懸案事項があるかと思うんですが、委員がおっしゃられたように財政的には安定していると考えられますが、いつ災害に見舞われるかもしれませんし、そういったものに備えるという視点も必要になってくるのかなと思います。

岐阜県については、いままでの取組みと今後このようにということになるかと思いますが、瑞穂市としては、今回のこの緊急経済対策ですとか、この合併10周年記念事業ですとかありますが。B委員お願いします。

【B委員】

平成25年度事業計画の中で、水道事業の中でですね、日本全国、水道管の耐震化ということで非常に大きな問題になっていますが、国の方もいつまでに対策を講じなさいというのは無いんですが、水道事業会計はこの5年間は瑞穂市の場合は安定しているのだけれども、6年後からは耐震化の促進に伴って一般会計からの援助が必要になってくるということがありますので、そのあたりを踏まえて平成26年度から少し予算措置をお願いしたいということがありますので、今日副市長もおられるので。今の水道会計については問題無いのですが、この耐震化をどのぐらいのペースで実施していくかによって各年度の財政負担が全く異なってきますので、そのあたりも踏まえまして平成26年度以降、5年計画になるのか10年計画になるのか、他の自治体或いは県の状況を勘案しながら予算措置をお願いしたいと考えています。

【会長】

今の点につきまして副市長お願いします。

【副市長】

今の耐震化については上下水道審議会の方でご検討いただいておりますが、確かに水道事業は企業会計になり、10億ぐらいの基金があるわけなんですけど、ただそれだけでは足りないということなんです。今、NS管とかありますが、耐震管をすべて網羅して敷設しようとするのと概算で126億とかの金額が必要に

なってくるわけなんです。そのため計画的にやっていかなければならないわけなんです。それで今は、企業会計の中では、投資的経費分を一般会計から繰出ししているわけなんです。ただ基金もありますし投資的経費の執行も限られていますので、現在の繰出金は1千万の額なんです。前は1億円を繰出ししていたんですが、それがどんどん積み上がって行って10億ということで、監査委員さんからも、水道料金を下げるか何かしなさいというご指摘をいただいていたわけなんです。そのため市からの繰出金は圧縮していったわけなんです。しかし3・11以降の新しい発想で、管路網の耐震化の整備をしなければならないということになってきましたので、水道企業会計の方で計画を立てて、耐震化を進めるにあたっては、一般会計からの繰出しも措置していかなければならないと考えています。その計画については現在策定中ということを知っていますので、そのあたりも今後の課題と考えています。

【A委員】

耐震化ということですが、まだ石綿管も残っている箇所があるんですね。私の地元の方でも残っているんです。健康問題ということもあります。何年来要望をしているんですが、県道の改良の時とかという説明でなかなか実現しないわけなんです。

【副市長】

石綿管が残っているのは、鉄道の下と聞いております。主に鉄道敷の下に残っていて、それらは迂回路が別に用意してあると。それらを工事しようとする大変ですので。

【A委員】

耐震化の問題もありますが、耐震化以前の問題もありますのでそちらの対策もお願いしたい。

【会長】

そういった問題もあるということですのでよろしくお願いしたいと思います。ではD委員お願いします。

【D委員】

私は、大きい枠で行政改革推進ということで、まちづくり基本条例が施行されて市民が行政にどんどんと参画していくよということで、予算の方にも芝生緑化事業などが計上されているわけですが、最初の審議会の際に、私もPTAとか地域がその芝生管理に関与して、ただ最初のハード面については行政でやっていただくと、それがどんどん広がっていくと良いなあという話をさせていただいたと思うんですが、私いま西小学校校区に住んでいるんですが、西小学校ではもう芝生化になっていまして、その管理運営状況というのは特に問題無くできているのかなというご質問をさせていただきたいと思います。

また、指定管理者制度に関係してですが、先ほど副市長からお話しがありましたが、ゆくゆくは自治会の方で管理をお願いしたいということで、非常にそのような考え方というのは賛同できるなという思いです。ぜひどんどんそのような形で、市民参加のまちづくり、また住民の利便につながるようなまちづくりに進んで行けば良いなと思います。

【会長】

前半のご質問についていかがでしょうか。

【副市長】

市民参加ということで、D委員も今、合併10周年記念事業実行委員会のメンバーとしてご尽力いただいているわけなんですが、まちづくり基本条例ができたのが去年の4月1日なんですね。そこからまずは情報を公表するということに取り組んでいまして、それからいろんな場作りということで、今の芝生化というのも議員さんから提案されたのを早速実施したわけなんですけれども、その中でも学校の中でやると、校区で管理してくださいねということで実施したわけなんです。totoの補助金がつきました。それで、今年も別府保育所、西保育・教育センター、南小学校、中小学校と順次実施していくということで、最初に西小学校

と生津小学校で実施したものが成功したということで、それを見られて広がってきたということで、そういった機運というのも広がってきているわけです。実際には先生の負担も増えていますけれども、PTAの方々にも管理をしていただいて相応の効果が出ていると思います。

万事丸く収まっているかということ、どんなことでも反対する方はあるかと思いますが、それぞれ比較考量の中で良い方向に少しずつ舵を進めていくことになると思います。

【会長】

D委員よろしいでしょうか。では副会長よろしく申し上げます。

【副会長】

平成22年から3年間にわたりこの包括外部監査をやってこられまして、市役所の中の改革が進んできたと思いますが、この後、また10年ぐらい後にはまたこの包括外部監査を受けられるのかどうかという点を少しお尋ねしたい。

一度やったきりでは、また元に戻ってしまうのではないかという危惧があります。例えば10年後とか5年後とか有る程度計画的に実施していくつもりなのかどうか、そのあたりをお伺いしたい。

【副市長】

この包括外部監査については、瑞穂市は任意で実施していたわけなんです、政令都市とか県などは義務付けられているんですが、瑞穂市は市長のマニフェストに沿って任意で実施してきたわけなんです。ただ自治法上、同一の外部監査人と4年はできないんです。3年までなんです。今回3年経過しまして、ここで一度総括をしたわけなんです。今回、公の施設、補助金、そして契約とテーマとして非常に重要なものを実施してきたわけなんです、それぞれ課題をいただいたわけなんです。この課題をクリアしていくのもなかなか大変なことなんです。その上でさらにまた

包括外部監査を続けるというのも一つではあるんですが、とりあえずここで一旦休止して、今回与えられた命題を確実にクリアしていくと、そうした結果ですね、またやっってはどうかという話で出てこればまた考えていくことになると思うんですが、ただ一方では個別外部監査というのは残しているんです。議会や住民の方がこれは問題ではないかというテーマがあったら、この個別外部監査制度により進めていくことになるわけです。

もう一方では、自治法の中で、監査制度そのものが検討されたわけなんです。平成22年ほどになりますか、国の方も監査制度そのものを見直しをしようという動きがあったわけなんです。自治制度改革という中で、それが政権が変わったことによって頓挫してしまっただけなんです。ですので、1自治体で監査人で監査をする制度が良いのかどうかという議論もあったわけなんです。ただ瑞穂市は包括外部監査を止めたことによって、今後ゆるんでこないかという心配があるということで、代表監査人からも監査事務局の体制を強化して下さいということで、新年度から1名増員して監査体制を強化します。包括外部監査での課題を着実に実施していくことを見ていただきながら、また一方で定例監査をしっかりやっていただくということで、制度的には、監査事務局の体制を強化することによって監査機能を担保しながらやってまいりますので、議会からも一般質問でそのような質問をいただいたんですが、決して手綱を緩めるわけではありませんよ、というお話をしております。

【会長】

はい、ただいま副市長の方から、与えられた命題を確実にクリアしていくというお話をいただいたわけです。副会長からも今後の監査機能についてということでお話をいただきました。確かに包括外部監査というのは一旦休止ということはあるにしても定例監査というのはありますし、個別外部監査も残ることです。先日、市内において岐阜県の都市監査について講演をさせていた

だいたんですが、内部統制というのがあります。この内部統制が有る意味では一番大切になってくるかと思えます。もちろん組織の外から、ご意見をいただくというのも非常に厳しく指摘をいただくんですが、組織内部できちっと緊張関係を保っていくのも非常に大切になるのかなと考えます。この行政改革の委員会も、この2年間の議題として包括外部監査の議題が多かったわけですが。

【B委員】

資料4の6ページの下から3行目ですか、参議院議員選挙費として予算計上されていますが、明るい選挙推進活動というのがありまして、瑞穂市は非常に投票率が低いものですから、朝日大学にお邪魔してポスター掲示をお願いしたり、岐阜県の宿舎へお願いに行ったりしているわけですが、また今度は参議院選挙ということで。商工会の特典がついているような選挙パスポートというものを関市が作って工夫しているというお話をきいていますが、啓発費としてはいかがでしょうか。

【事務局】

参議院選挙費ですが、こちらは立会人さんの報酬、職員人件費、委託費、報償費と組まれております。啓発に関しては需用費の方で対応ということになるかと存じます。

【副会長】

みなさんご存知のように瑞穂市は非常に投票率が悪い所でして、啓発品の配布にも携わっているわけなんですけど、もう少し何か知恵を絞っていただきたいと思えます。

【会長】

私は、瑞穂市とご縁ができてちょうど10年になるんですが、それよりずっと前から瑞穂市にご尽力いただいている皆さんを前にして、2年間進行役を務めさせていただきありがとうございました。みなさんの任期は5月まで続きますので、今までいろいろと議論してお話し足りなかったということがありました

ら、事務局を通じて私におっしゃっていただければまた引継ぎと言いますか、4月にまとめまして、新しい行政改革推進委員会へとつなげていけるように考えておりますのでよろしくお願い致します。委員の皆様には、本日は年度末のご多忙のところ、長時間にわたりましてご審議賜り誠にありがとうございました。

それでは最後になりましたが、副会長さんにご挨拶をいただきたいと思えます。

閉会挨拶

【副会長】

本日は夜間、長時間にわたりいろいろとご審議をいただきありがとうございました。また委員にはいろいろと調べていただき貴重なご意見をいただき大変ありがとうございました。

まだまだこれからも、市の課題はいろいろございまして、上下水道審議会もあります。常にこれらは市民目線で考えて、行政と一緒に改革も進めていかなければならないかなと考えております。また別の機会がございましたら、どうかみなさん一緒になって市民のため、まちのためにご意見を頂戴したいと思います。本日は本当にありがとうございました。

閉会

事務局（担当課）	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058 - 327 - 4128 FAX 058 - 327 - 4103 e-mail : kikaku@city.mizuho.lg.jp
----------	--